

## ○情報通信技術利用法その他の関係法令（抜粋）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

### （目的）

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、二 （略）

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四、五 （略）

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。

（以下略）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関

する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号 最終改正平成十五年二月十三日）

（趣旨）

第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている経済産業省の所管する法律に係る手続等のうち、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づくもの及び地方公共団体に対して行うこととされ、又は地方公共団体が行うこととしているものを、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、経済産業大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を法第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに替えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。（以下略）

2 （略）

3 申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る

電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

ただし、申請等を行う者に係る登記所が作成した印鑑証明書を提出するために第一号に規定する電子証明書又は市区町村長が作成した印鑑証明書を提出するために第二号に規定する電子証明書を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要しない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 前号に規定するもののほか、経済産業大臣が告示で定める電子証明書

4、5（略）

6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

#### 附 則

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

#### 別表（第一条関係）

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）	第四条第一項、第六条、第九条第二項及び第十条
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百五十七号）	第四条並びに第五条第一項及び第二項
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百五十七号）	第三条第四項、第四条第一項、第五条第一項、第六条

電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二十号）

第一条 経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第 号。以下「規則」という。）第三条第一項に基づき、同条第一項第三号に掲げる書面等に記載されている事項を入力するときは、申請等をする者が、光学式読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2 （略）

3 申請等を行う者が、規則第三条第一項ただし書きの規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に行政機関等が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

第三条 規則第三条第三項第三号に規定する電子証明書は、次の各号の要件のすべてに該当するものとする。

一 政府認証基盤（複数の認証局（ISO/IEC（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ISO/IEC」という。）九五九四・八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によつて構成される認証基盤（ISO/IEC九五九四・八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ISO/IEC九五九四・八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行つている認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第三条第三項第一号に規定するものを除く。）であること

二 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができる電子証明書であること